

令和3年5月28日
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
代表:03-5253-1111

報道関係者 各位

住居確保給付金の再支給の申請期間の延長並びに住居確保 給付金と職業訓練受講給付金の併給について

住居確保給付金については、その支給が終了した方に対して、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、令和3年6月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給を可能としてきたところですが、今般、本特例の申請の受付期間を令和3年9月末まで延長することとします。(本特例による再支給は1度限りとなります。)

また、令和3年9月末までに申請があった場合は、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給を可能とします。

(※詳細は追ってお示しし、関係省令を改正します。)